

# 奨学生募集要項（2026年度）

No. 464

## 直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	久保教育文化財団（久保育英奨学金）		
2026 募集人数	全国で10名		
募集学年	学部3年生		
募集学部・研究科 研究分野等	法学部		
財団締切時期	2026年5月31日（日）		
給付	年額 480,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	25歳以下
就労制限	—	出身地制限	日本国籍を有する者
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付期間は2年間</li> <li>・学力要件あり（GPA3.0以上）</li> <li>・家計基準あり（募集要項参照）</li> <li>・申請書類は、HPよりダウンロードすること</li> </ul>		

公益財団法人久保教育文化財団

## 久保育英奨学金

### 令和8年度募集要項

#### 本奨学金の趣旨

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な法学部に在籍する大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与しようとするものです。

#### 本奨学金の特色

- この奨学金の返還義務はありません。
- 奨学生の進路等について本法人は関与いたしません。
- 他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。

#### 1 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- 日本国籍を有すること
- 国内の大学の法学部\*に在籍する学部3年生であること
- 募集年度4月1日時点で年齢25才以下であること
- 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- 就学状況及び生活状況について適時報告できること

※これに準ずるものを含む（例：法文学部法経社会学科法律コース）

#### 2 募集期間

令和8年4月1日～5月31日

#### 3 給付金額／給付期間／給付時期

・給付金額  
年額48万円

・給付期間  
2年間（学部3年次・4年次）

・給付時期  
7月下旬に年額を一括給付

#### 4 採用人数

10名

## 5 応募手続

### (1) 応募書類

- ① 奨学生願書
- ② 在学証明書（在学校在が発行するもの）
- ③ 成績証明書（在学校在が発行するもの）
- ④ 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの）
- ⑤ 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）
- ⑥ 個人情報取り扱いに関する同意書

※「応募書類の手引き」を必ずお読みの上でご用意ください。

※①, ⑥の様式は本法人ホームページからダウンロードしてください

公益財団法人久保教育文化財団 HP : <https://kubo-zaidan.org/>

### (2) 応募方法

応募書類一式を本法人宛に郵送してください。

※直接の持参は受け付けておりません

※応募締切は令和8年5月31日必着とさせていただきます

### (3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人久保教育文化財団 事務局 奨学金事業係

〒111-0034 東京都台東区雷門2丁目3番11号 ビッグベンビル 8F

TEL: 03-6452-6942 (代表) FAX: 03-6745-8446 Mail: [info@kubo-zaidan.org](mailto:info@kubo-zaidan.org)

## 6 選考及び採用の決定

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が決定します。

- ・選考結果は令和8年7月中旬に本人及び在学校在に書面で通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とすることがあります。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

## 7 選考方法

書類選考により審査します。

学業成績：GPA (Grade Point Average) が3.0以上であることが目安となります。

家計状況：収入・所得が下記表に記載の金額以下であることが目安となります。

世帯人数	給与所得者 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得者以外 (確定申告書等の所得金額)
3人世帯	600万円	250万円
4人世帯	700万円	300万円
5人世帯	800万円	370万円

## 8 奨学金の給付

指定口座への振込払いとします。

## 9 報告義務

奨学生となった方には、学部4年次に在学証明書・成績証明書、卒業年に卒業証明書・成績証明書を提出いただきます。また、必要に応じて就学状況・生活状況について確認することがあります。

## 10 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切ることがあります。

1. 休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
2. 退学したとき、又は転学（留学含む）したとき
3. 正規の最短修業年限で卒業の見込がなくなったとき
4. 学業成績、又は操行が不良となったとき
5. 負傷、疾病などのため卒業の見込みがなくなったとき
6. 奨学生として適当でない事実があったとき、又は在学期間で処分を受け学籍を失ったとき
7. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
8. 奨学生としての報告義務を怠ったとき
9. 偽りの申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき

## 11 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみ使用いたします。

## 12 その他

応募にあたっては、在学期の指示に従ってください。

この他の詳細については下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 【応募・問い合わせ先】

公益財団法人久保教育文化財団 事務局 奨学金事業係

〒111-0034 東京都台東区雷門2丁目3番11号 ビッグベンビル8F

TEL: 03-6452-6942 (代表) FAX: 03-6745-8446 Mail: info@kubo-zaidan.org